

Ⅱ. 主要事業の概要

1 人が輝くいばらきづくり

(1) 自主性・自立性を身に付け生きる力を育む教育の推進

①確かな学力の習得と活用する力の育成

●個性を伸ばす教育の推進（義務教育課、高校教育課、総務課私学振興室）

児童生徒の個性・能力を育成するため、児童生徒や地域の実態に即して、特色ある学校づくりを推進する。

事業名	対象	内容等
少人数教育充実プラン推進事業	楽しく学ぶ学級づくり事業	<p>基礎的な学習態度や生活習慣を身に付け、各教科の基礎・基本を習得させるため、少人数学級やチーム・ティーチングによる独自の少人数教育を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象学級が3学級以上の場合、学級数を1学級増設し、担任教諭1名を配置 対象学級が1～2学級の場合、学級毎に非常勤講師を1名配置 小学校1・2年生については、国の基準により、すべての学級で35人以下
	中学校生活充実支援事業	<p>学力向上はもとより、いじめ等問題行動や不登校など、生徒指導におけるきめ細かな対応をするため、少人数学級やチーム・ティーチングによる独自の少人数教育を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象学級が3学級以上の場合、学級数を1学級増設し、担任教諭1名及び非常勤講師1名を配置 対象学級が1～2学級の場合、学級毎に非常勤講師を1名配置
学びの広場サポートプラン事業	<p>小学4・5年生 中学1・2年生</p>	<p>県作成の学習教材を用いて学習する場を設定し、一人一人に応じたきめ細かな指導ができるよう支援をすることにより、基礎学力の確かな定着を図る。</p> <p>【小学校版】 四則計算等の知識や技能に関する問題からなる学習教材を県独自に作成・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：小学校4、5年生 内容：夏季休業中に最大5日間の補充指導の実施 各学級に学びの広場サポーターを派遣 <p>【中学校版】 基礎的・基本的な知識・技能等に関する問題からなる学習教材の作成・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象：中学校1、2年生 年間を通して15時間程度の補充指導の実施 希望により500学級（県全体の1/3）に学びの広場サポーターを派遣
いばらき高等学校学力向上推進総合事業	<p>県立高等学校・中等教育学校推進校14校（実践研究）全98校（授業改善）</p>	<p>高等学校教員の指導力向上及び授業改善を推進し、生徒の思考力・判断力・表現力等を育み、将来の茨城を支える人材の育成を図る。</p> <p>【推進校における主題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主題1 言語活動や探求的な学習活動等の推進 主題2 個に応じた指導の推進 主題3 地域と連携した体験的な学習活動の推進 主題4 主に専門高校における知識・技能の活用力の向上 主題5 情報活用能力の向上 <p>【全校における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善

大学入学者選抜改革等対策事業	高等学校等の 中堅教員225人	<p>大学入学者選抜改革によって導入される新テストの記述式問題に対応するため、大学等の専門家や教職大学院と連携した教員研修を実施することにより、生徒の思考力・判断力・表現力等の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等の専門家からの助言を受けて、教科の枠を越えた教科融合型問題（記述式問題等）の研究 ・研究結果に基づき生徒に指導及び問題作成できる教員の育成 ・教職大学院と連携し、大学院生の研究成果を研修教員の指導力向上に活用 ・研修等の成果を所属校や教育課程研究協議会で普及
いばらき教員養成推進事業	中学2年生 高校2年生 大学生	<p>優秀な教員志願者を確保するため、教員の魅力を伝えるとともに、講義等の研修をとおして次代の若手教員を育てる環境をつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いばらき教員魅力度アップキャンペーン ・教員養成セミナー ・いばらき輝く教師塾
学力向上推進プロジェクト事業	小・中学校	<p>学力調査等の結果を分析・活用し、学校改善支援プランの推進を通して、各学校の学習指導の改善を行い、児童生徒の学力向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトチーム訪問（国語、算数・数学）の実施 ・授業力ブラッシュアップ研修（国語、算数・数学）の実施 ・各市町村、各学校での取組の推進 ・県教育委員会ホームページ等での各種情報の配信
未来の科学者育成プロジェクト事業	高校1～3年生	<p>最先端科学技術の現場にふれさせる活動を通して、将来、科学者・研究者になろうとする人材を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生科学体験教室（高2対象） ・高校生科学研究発表会 ・科学系コンテスト参加者強化トレーニング ・科学の甲子園茨城県大会 ・先進的理数教育活用推進協議会 ・生徒の課題研究の深化を助ける教員指導力向上プロジェクト ・スーパーサイエンスハイスクール事業の実施
みんなにすすめたい一冊の本推進事業	小学4～6年生 中学1～3年生 小・中学校 特別支援学校 中等教育学校	<p>「みんなにすすめたい一冊の本」（図書の紹介本）等を活用し、多くの本を読んだ児童生徒を表彰することで、読書活動を推進し、国語力の向上と豊かな心の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「読書案内リーフレット」（小学生版）の作成 ・個人表彰
中学生社会体験事業	中学2年生 約25,000人	<p>職場体験活動など3日間以上の社会体験を行い、他人とのかかわりや思いやり、社会のルール等を学び、生きる力を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トライアルハンドブックの配付
いばらき理科教育推進事業	小・中学校	<p>「科学技術イノベーション立県いばらき」の将来を担う人材を育成するため、理科授業の質の向上、自然体験・科学的な体験の充実を通して、児童生徒の理科の学力向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理科教育の中核となる教員の養成 ・小学校理科教科担任制の実施（モデル校各市町村1校設置） ・小・中理科接続フォローアップ研修の実施 ・いばらき理科アイテムの活用・開発（モデル校5校設置） ・科学自由研究の指導（探究基礎、活用・発展） ・科学の甲子園ジュニア茨城県大会及び全国大会の実施

いばらき理科教育振興事業	小・中学校 6校	<p>「科学技術イノベーション立県いばらき」を担う人材を育成するため、理科教育に顕著な成果を収めた小・中学校を表彰し、地域を牽引する特色ある取組をさらに推進するとともに、本県理科教育の振興を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：小学校・中学校6校 ・内容：賞状及び賞賜金の授与 ・贈呈式：平成29年11月（いばらき教育月間）
いばらきものづくり教育フェア開催事業	小・中学校 高等学校 特別支援学校	<p>自己のキャリア形成に関わる様々な体験や発表の場を提供し、自己の可能性に気づき、未来を築けるようにし、ものづくり教育、職業教育の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日：平成29年11月10日(金)～11日(土) ・会場：イオンモール水戸内原 他 ・内容：県内の児童・生徒による日頃の学習成果の展示・発表等
私立学校世界に羽ばたく人材育成推進事業	私立高等学校等	<p>国際教育及び理数教育の分野で先進的な取り組みを行う私立学校に対して支援することにより、地域に根差したグローバルリーダーの育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校国際教育推進事業業：(国際バカロレア DP 候補校) 1校 ・私学版未来の科学者育成プロジェクト推進事業：3校 ・私立学校外国語指導助手招致費補助事業

●就学前教育及び家庭教育の推進（就学前教育・家庭教育推進室、義務教育課）

事業名	内容等
就学前教育・家庭教育推進事業	<p>「就学前教育・家庭教育推進協議会」を運営し、就学前教育及び家庭教育を総合的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育・家庭教育推進協議会の開催 ・就学前教育・家庭教育推進アクションプランの策定 ・就学前教育・家庭教育講演会の開催
幼児教育充実事業	<p>就学前教育の質の向上を図るとともに、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育推進委員会の開催 ・幼児教育指導方針説明会の開催 ・幼児教育指導員連絡会議の開催 ・幼児教育接続推進のための研修会（44市町村・幼児教育施設）の実施 ・幼児教育研修会の実施 ・幼児教育指導資料の作成 ・保幼小接続カリキュラムの作成、実践研究を行うモデル市町村の設置
家庭の教育力向上プロジェクト事業	<p>市町村やPTA、幼児教育施設と連携・協力して家庭教育の重要性の啓発や保護者の意識改革を図るとともに、個々の親に対して学ぶ機会を設け、家庭の教育力の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○家庭教育推進委員会の設置 ○家庭教育支援資料の作成・活用 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの発達段階に応じた家庭教育支援資料を作成。 ・「すくすく育てはじめの一步」（乳幼児期（0歳～3歳）の子をもつ保護者を対象とし、乳児家庭全戸訪問時等に配布・活用） ・「家庭教育ブック ひよこ」（幼児期（3歳～5歳）の子をもつ保護者を対象とし、3歳児健診時に配布、幼児教育施設の家庭教育学級等で活用） ・「家庭教育ブック」（就学前から小学4年生までの子をもつ保護者を対象とし、就学時健診や入学説明会等で活用） ・「家庭教育ブック つばさ」（小学4年生から6年生までの子をもつ保護者を対象とし、家庭教育学級や学級懇談時等で活用）

	<ul style="list-style-type: none"> ○「家庭教育ブック ひよこ」の活用プログラムの作成・検証（モデル事業） ○家庭教育支援ポータルサイト等による情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育コラム，家庭教育に関する講座・イベント等の情報発信 ・いばらきっ子が家のおやくそく8か条の作成・配布 ○「茨城県家庭教育を支援するための条例」の広報・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター等の広報資材の作成，広報キャラバン等による広報・啓発の実施
--	--

●特別支援教育の推進（特別支援教育課）

障害のある幼児児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし，自立と社会参加ができるよう，一人一人の「生きる力」を培う教育の充実を図る。

(1) 理解啓発の推進

事業名	対象	内容等
交流及び共同学習推進事業	県立特別支援学校 22 校	障害のある児童生徒等と障害のない児童生徒等との相互理解を深めるため，特別支援学校と近隣の小・中学校，高等学校等の児童生徒等が共に活動する機会を設ける。
ナイスハートふれあいフェスティバル	特別支援学校 小・中学校等 一般県民	特別支援学校等の児童生徒等の学習発表や作品展示を通じて，障害のある児童生徒等の社会参加への意欲を高めるとともに，県民に対し特別支援教育についての理解・啓発を図る。
障害者スポーツ理解啓発推進事業	特別支援学校 3 校 小学校 3 校 中学校 2 校 高等学校 4 校	平成 31 年の全国障害者スポーツ大会茨城大会等の開催に向け，障害のある子どもと障害のない子どもがスポーツの楽しさをともに味わうことにより，障害者スポーツや障害のある人の社会参加や障害に対する理解啓発を図る。

(2) 重度・重複障害児教育の充実

事業名	対象	内容等
医療的ケア支援事業	県立特別支援学校 9 校	たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする児童生徒等が通学する県立特別支援学校に，看護師資格を有する看護職員を配置し，医療的ケアを実施する。また，医療的ケアの実施に必要な研修を経た教員も看護職員の援助の下に医療的ケアを実施する。
特別支援教育充実事業 (特別支援学校自立活動指導力向上研修)	公立特別支援学校 23 校	専門家（大学教授，医師，理学療法士等）と連携した研修をとおして，幼児児童生徒一人一人の的確な実態把握，指導目標・内容の明確化，指導の効果の評価等，自立活動の指導に関する教員の専門性向上を図り，障害の重度・重複化，多様化に対応した自立活動の指導を充実する。

(3) 発達障害等支援体制の整備

事業名	内容等
特別支援教育充実事業 (職務に応じた特別支援教育に関する研修)	幼稚園，小・中学校，高等学校等の発達障害等を含めた特別な支援を必要とする児童生徒等の教育的ニーズに応じて適切な支援を行うため，特別支援教育管理職研修会，発達障害等に関する特別支援教育コーディネーター研修会を実施し，教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る。 また，市町村教育委員会指導主事等を対象に特別支援教育指導者専門研修会を実施し，小・中学校等における個々の教育的ニーズに応じた指導の充実を図る。

(4) 特別支援学校のセンター的機能の充実

事業名	対象	内容等
特別支援教育充実事業 (特別支援教育巡回相談、 特別支援教育専門家派遣)	幼稚園、小・中学校、 高等学校等	幼稚園、小・中学校、高等学校等からの要請に応じて、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の指導内容・方法、校内支援体制の整備等について助言・援助を行うため、各県立特別支援学校が特別支援教育巡回相談を実施する。 さらに、特別支援教育巡回相談において専門的な助言等が必要な事案に対して、医師や大学教授等の専門家を派遣し、特別支援学校のセンター的機能の充実を図る。

●教職員研修の充実（高校教育課）

- ・教員の資質の向上を図るため、校内研修の積極的な推進に努めるとともに、茨城県教育研修センターにおいて、長期的展望に立った総合的な研修・研究・教育相談等を行う。
- ・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の若手教員及び中堅教員を企業等に研修派遣し、視野の拡大を図るとともに、対人関係能力や指導力の向上、経営管理能力の育成等を図る。

事業名	対象	教職経験	研修期間
学校と企業との 交流推進事業	若手・中堅教員（2名）	4年以上46歳以下	1年間
	若手・中堅教員（10名）	4年以上46歳以下	3ヵ月

●教員免許状管理体制の整備（特別支援教育課）

○所有免許状調査事業

教員の所有免許状に係る全国調査を行い、保有者情報を整備し、免許管理の適正化を図る。

●体罰の根絶を目指した研修の充実（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、保健体育課）

事業名	内容等
体罰防止指導者 研修事業	若手教員、管理職、運動部活動指導者を対象とした研修会等を実施し、体罰によらない指導の徹底を図るとともに、教員が萎縮せず、毅然とした態度で指導ができる体制を構築する。また、行動の予測できない状況において、リスク状態を評価し、対策を講ずるとともに、好ましくない結果に対して適切な処理ができるように資質の向上を図る。 ○アンガーマネジメント講座 ・メンタルトレーニングに関する知識・技能を習得し、学校全体での対応力の向上を図る。 ○リスクマネジメント講座 ・危機管理に関する知識・対処法を習得し、生徒、保護者への対応力の向上を図る。 ○体罰根絶に向けた指導の在り方に関する講演会 ○スポーツ医・科学に基づく運動部活動指導法の研修

②豊かな心と
健やかな体
を育み自立
した人を育
てる教育の
推進

●心豊かな幼児・児童・生徒の育成（義務教育課，高校教育課，特別支援教育課，生涯学習課）

心豊かな幼児・児童・生徒を育成するため，勤労と社会奉仕の精神の育成，身近な自然や環境問題等についての意識を高めるほか，教員の資質を高め，学校教育の内容，学校の機能・役割を充実する。

事業名	内容等
さわやかマナーアップ運動	各学校（園）や地城の幼児・児童・生徒を対象に，学校（園）・家庭・地域社会が連携して，マナーアップに向けた取り組みを実施し，規範意識の高揚や公共マナー・情報モラルの向上を図る。
道徳教育推進事業	学習指導要領一部改正によって，小学校においては平成 30 年度から，また中学校においては平成 31 年度からの「特別の教科 道徳」の全面実施に向けて，効果的・多様な指導方法や評価の在り方について支援を行うことをとおして，教員の指導力を高め，道徳の時間の充実を図る。 ・道徳教育パワーアップ研究協議会の実施 ・道徳教育の充実に向けたリーフレットを作成，配布・活用
いばらき版高等学校「道徳」教育推進事業	生徒一人一人が，未来に向けて人生や社会を切り拓いていこうとする道徳的実践力を高めることをねらいに，学校の指導体制と教員研修を充実させ，「道徳」及び「道徳プラス」の授業の円滑な実施を図る。
いばらきの魅力再発見事業	子どもたちの郷土に対する愛着心や誇りを高めるため，自分の住む地域について見たり，聞いたり，体験したりすることで発見した郷土のよさ（地域自慢）を募集し，表彰式や発表会を行うとともに，「いばらきの魅力」として情報発信する。 ・「地域自慢」の作文を募集（個人部門） ・「地域自慢」の学校ホームページコンテンツを募集（学校部門） ・優秀作品の表彰式及び発表会を実施 ・優秀作品集の作成・配布，ホームページでの紹介
いばらきっ子郷土検定事業	中学 2 年生を対象に茨城県独自の郷土検定（「歴史」「文化・人物」「生活・自然」「商工業・観光物産」「農林・水産業」等から出題）を実施する。 ・市町村大会：正答数に応じて 1 級～ 3 級を認定するとともに，市町村代表校 44 校及び国立・県立・私立の代表校 1 校の計 45 校を決定 ・県大会：上記 45 校によるクイズ形式の対抗戦を実施
野外体験活動支援事業	高萩市との連携により，（公財）ボーイスカウト日本連盟が所有する「高萩スカウトフィールド」を中心とした高萩市周辺地域を日本最大規模の野外体験活動の中心地とし，多様な野外体験活動を充実させることにより，青少年の健全育成を図る。 ・高萩スカウトフィールドの環境整備への支援 アリーナ，第 2 キャンプ場，フィールドアスレチック 等
青少年の地域間交流体験事業	「高萩スカウトフィールド」を活用し，県内外の青少年等の交流の機会を設け，地域資源の魅力発信と地域の活性化を図るとともに，青少年の体験活動の充実を図る。 ・参加型野外体験プログラム交流イベントの開催 各種体験プログラム，地域の伝統的文化行事 等
みんなにすすめたい一冊の本推進事業	【再掲 P. 7 参照】
中学生社会体験事業	【再掲 P. 7 参照】

●生徒指導の推進（義務教育課、高校教育課）

児童生徒一人一人の実態の的確な把握に努め、全教職員による生徒指導體制を充実させるとともに、家庭や関係機関等との協力体制を確立し、総合的な生徒指導の推進を図る。

事業名	内容等
スクールカウンセラー配置事業	スクールカウンセラーの配置、派遣 ・全公立小・中・高等学校等 (震災対応を含む。)
子どもホットライン	子どもたちが抱える不安や悩みなどを電話や電子メールなどで24時間体制で受けとめ、問題の緩和・解消を図る。子どもたちの声をもとに、子どもたちが健やかに成長していくことができるよう、社会啓発を行う。 ・対応方法：電話、電子メール、ファクシミリ ・対応時間：年末年始の6日間を除く24時間
いじめ問題緊急対応事業	いじめ・体罰解消サポートセンターにより、いじめ等を早期に発見し、市町村・学校及び専門家と連携して、いじめ等の早期解消を支援する。 ・いじめ解消サポート相談員による対応 「いじめなくそう！ネット目安箱」や電話相談等による相談、情報提供への対応 ・いじめ解消サポーターの派遣による支援 必要に応じて、警察OB、臨床心理士、社会福祉士、部活動指導者OBを学校等へ派遣 ・児童生徒・保護者向けの啓発 相談窓口周知カード
生徒指導実践サポート事業	生徒のいじめや問題行動等の未然防止、早期解決に資するため、生徒指導の充実と教育相談の充実を図り、生徒の健全育成を目指す。 ・生徒指導教員の加配（高等学校 25校） ・生徒指導相談員の配置（高等学校 10校） ・いじめ未然防止教員研修
不登校児童生徒解消支援事業	○不登校解消モデル事業 ・不登校解消支援教員加配（中学校 30校） ・スクールライフサポーターの配置（小学校 12校） ○保護者対象の啓発資料（リーフレット）の作成・配付 ○教育支援センター（適応指導教室）ネットワーク会議の開催

●保健教育の充実（保健体育課）

健康に関する現代的課題に対し、望ましい生活習慣を育成し、健康に関する基礎的・基本的な事項等の系統的な理解と思考力、判断力を高め、これらの能力をはたらかせて、より適切な意思決定や行動選択ができるようにすることなどの「実践力」を育成していく。

事業名	内容等
「生きる力」をはぐくむ健康教育推進事業	心身の健康問題に対応するため、実践力をはぐくむ健康教育を推進し、児童生徒の「生きる力」の育成を目指す。 ・学校保健・学校安全指導者研修会の開催 ・健康問題等の支援（養護教諭研修会、学校保健推進訪問） ・防止教室の開催（喫煙、飲酒、薬物乱用防止等） ・性に関する講演会等の開催
がん教育総合支援事業	児童生徒に対し、がんそのものや患者に対する理解などの具体的な知識を身に付けさせるとともに、教員を対象にがん教育モデル授業発表会を行い、資質の向上を図る。 ・がん教育講演会（小・中・高等学校各3校） ・がん教育モデル授業発表会（小・中・高等学校教員等） ・がん教育教材の配付（中・高等学校の生徒）

学校保健総合支援事業	アレルギー疾患のある児童生徒への対応について、医療機関等との連携、体制づくりを推進する。 ・学校保健総合支援チームの設置
------------	---

●学校体育の充実（保健体育課）

生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を培うとともに、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育成する。

事業名	内容等
子どもの体力向上支援事業	学校教育活動における体育・スポーツ活動の充実を図るために、県内大学と連携し、小学校の体育の授業に大学生等をサポーターとして派遣したり、小・中・高等学校の体育・保健体育の授業や校内研修に大学の教授等をアドバイザーとして派遣する。 ・体育授業サポーター派遣 10校 ・体育授業アドバイザー派遣 24校

●学校における食育の推進（保健体育課）

児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けられるよう、学校・家庭・地域が連携し、食育の推進を図る。

事業名	内容等
児童生徒の食育推進事業	児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるため、学校・家庭・地域が連携し、保護者への啓発活動の充実を図り、食育のより一層の推進を図る。 ○食に関する指導の充実 ・食に関する指導の副読本の活用 ・栄養教諭の指導力向上 ・栄養教諭等派遣事業 ○食育の普及啓発 ・いばらき食育推進大会の開催など

●グリーン・ツーリズムの推進（農村環境課、観光物産課）

田植え、稲刈りなどの農業体験を取り入れたグリーン・ツーリズムを推進し、幼児や児童生徒の農林水産業や農山漁村に対する理解を深める。

事業名	内容等
都市農村交流事業	・農業体験受入団体、体験メニューの情報発信 ・市民農園の整備、開設促進

●県立学校施設の整備（財務課）

老朽化した校舎の改築、改修などの施設整備や校舎整備を実施し、児童生徒の安全や快適な学習環境を確保する。

③安全・安心で
時代の変化
に対応した
魅力ある学
校づくり

●安全教育の推進（保健体育課）

児童生徒一人ひとりに、危険を予測したり、回避したりすることができる力を育成するため、指導者向けの講習会等を開催し、資質向上を図るとともに効果的な指導方法等についての理解を深めていく。

児童生徒一	内 容 等
高等学校交通安全対策事業	<p>学校・家庭・地域が一体となって、高校生の交通安全意識の高揚を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通マナーアップ学校委員会及び交通マナーアップ地域協議会の設置 ・各校における交通安全教室の実施 ・交通安全教育指導者研修会の実施 ・交通安全標語の募集及び表彰
実践的安全教育総合支援事業（交通安全に関する事業）	<p>関係機関、学識経験者等による推進委員会を開催するとともに、道路行政に詳しい通学路安全対策アドバイザーを、特に対策が必要な市町村へ派遣し、通学路の合同点検への立ち会いや助言、具体的な対策メニューを検討する。</p> <p>スケアードストレイト手法を活用した交通安全教室等への協力・助言等を行う。</p>

児童生徒交通安全意識啓発事業	<p>通学時の安全に関するリーフレットを小学校5年生に配布し、交通安全に関する知識や危険予測・回避能力を養うとともに、その成果を通学時の下級生に対する通学安全指導や安全マップ等の作成に活かす。</p>
学校安全教室推進事業	<p>各学校において、防犯に係る訓練等を実施する防犯教室、心肺蘇生法講習会等の開催を通じ、実践的な安全教育・安全管理等を推進することができるよう、指導者に対する講習会等を行う。</p>
緊急情報メール配信システム運用事業	<p>緊急かつ重大な事件・事故が発生した場合等に、学校や保護者等に対して、正確な情報を速やかに伝えるメール配信システムを運用し、学校安全対策の一層の向上を図る。</p>

●学校の防災力の強化（保健体育課）

防災に関する指導方法等の開発・普及を図るとともに、指導者に対する研修会を開催し、学校の防災力の強化を図る。

事業名	内 容 等
実践的安全教育総合支援事業（防災に関する事業）	<p>自然災害等の危険に際して、主体性を持って自らの命を守り抜くために行動する態度の育成など、児童生徒に危険予測・回避の能力を身に付けさせるための教育手法や、児童生徒等が「支援者としての視点」から安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるための教育手法の開発・普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル校による緊急地震速報受信システムを活用した実践的避難訓練の実施 ・避難所運営支援等の体験的防災学習の実施 ・学校防災アドバイザーの活用
学校安全教室推進事業	<p>各学校における防災教室、実践的避難訓練などの防災教育の充実や安全管理の強化を図るため、指導者に対する研修会を開催する。</p>

●私学教育の振興（総務課私学振興室）

私立学校は、高校生の約1/4、幼稚園児の約3/4が在籍するなど、公教育の一翼を担っていることから、教育条件の維持向上や保護者の経済的負担の軽減等を図るため、私立学校に対する経常費助成の充実等に努める。

事業名	対象	内容等
私立高等学校等経常費補助事業	学校法人立高等学校，中等教育学校，中学校，小学校，幼稚園	私立学校の経営の健全化と教育条件の維持向上，生徒等の修学上の経済的負担の軽減を図るため，私立学校の経常的経費に対して補助を行う
私立高等学校等就学支援事業	私立高等学校，中等教育学校（後期課程），専修学校（高等課程・一般課程），各種学校（国家資格養成課程指定校）	家庭の状況にかかわらず，高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため，高等学校等就学支援金として授業料の一定額を助成することにより，家庭の教育費負担の軽減を図る。
私立高等学校等授業料減免事業	授業料減免事業：学校法人立高等学校，中等教育学校，中学校，小学校，専修学校（高等課程） 入学金減免事業（H29新規）：学校法人立高等学校，中等教育学校，専修学校（高等課程）	経済的理由により，授業料の納入が困難な生徒の修学機会の確保を図るため，授業料の減免措置を行う学校法人に対して補助を行う。 併せて，平成29年度から私立高等学校等生徒の入学金の減免を行う学校法人に対して補助を行う。
幼児教育等サポートスタッフ配置支援事業	学校法人立幼稚園	幼児教育・子育て支援事業等に従事する教育補助員等の配置に係る経費の一部を支援する。
私立幼稚園等教員復職・支援員育成事業	学校法人立幼稚園及び幼保連携型認定こども園（幼稚園からの移行園）	潜在幼稚園教諭等への雇用型訓練及び免許更新講習等を通して，幼稚園教諭の復職支援及び預かり保育に従事する子育て支援員の育成を支援する。

●市町村立小・中学校の規模の適正化（義務教育課）

児童生徒数の減少が進む中で、学校の活性化、指導体制の充実、教育水準の維持向上を図る観点から、市町村が取り組む小・中学校の規模の適正化を支援する。

事業名	内容等
新しい学校づくり支援事業	学校統合前後の円滑な学校運営やきめ細かな指導を充実するための教職員の加配及び遠距離通学対策に要する経費の補助を行う。 ○教職員配置の充実 ・教員の加配1名（統合前後の合わせて2年間） ○遠距離通学対策事業への支援（補助限度額：5,000千円） ・スクールバス購入費：市町村実負担分の1/2補助 ・スクールバス運行経費等：市町村実負担分の2/3又は1/2補助

●教育の情報化の推進（高校教育課）

○教育情報ネットワーク事業

県立学校，その他の教育機関を網羅する教育情報ネットワークの運用管理を行い，学校における多様な学習活動を支援する。

○県立学校教育情報化推進事業

指定校に ICT 機器等を整備し、高等学校教育における ICT を活用した教育の効果について検証する。

○県立学校情報セキュリティ強化事業

1人1人の教職員の情報セキュリティ意識を高揚させるとともに、生徒の個人情報等を安心・安全に扱うことができる ICT 環境を構築することにより、「教育の質的改善」及び「教員の業務負担の軽減」を図る。

●いばらき輝く教師塾の開講（特別支援教育課）

- ・教員の大量退職に備え、教員志望者の増加及び資質能力の向上を図るため、本県公立学校教員を目指す大学生等や本県若手教員を対象に講義やワークショップを行い、教員として必要な素養を高める。

●大学入学者選抜改革等対策事業（高校教育課）

- ・大学入学者選抜改革によって導入される新テストの記述式問題に対応するため、大学等の専門家や教職大学院と連携した教員研修を実施することにより、生徒の思考力・判断力・表現力等の育成を図る。

●いばらき教員養成推進事業（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）

- ・優秀な教員志願者を確保するため、教員の魅力を伝えるとともに、中学校、高校の職業説明会等へ指導主事を派遣、また、高校生、大学生への教員の魅力についてのパンフレット配布、県立高校への積極的な教育実習生の受け入れ等の事業をとおして次代の若手教員を育てる環境をつくる。

●県立高等学校の再編整備（高校教育課、財務課）

第2次県立高等学校再編整備の基本計画（平成23年～32年度）に基づき策定した、後期実施計画（平成29～32年度）により、活力と魅力ある高等学校づくりを推進するため、多様なタイプの学校であるフレックススクールや統合による新校の設置、学科改編等を行い、県立高等学校の再編整備を着実に進める。

	内 容 等	後期実施計画
フレックススクール	・不登校経験者など多様な生徒に対応する多部制定時制の単位制普通科高校	1校
統合新校	・統合による学校規模の適正化・学校の活力維持	6校を3校に
学科改編等	・時代の進展や生徒のニーズに対応した学科への改編	5校

●県立特別支援学校の教育環境の整備（特別支援教育課、財務課）

入学者の急増に伴い、特別支援学校の教室を確保する必要があることから、第2期県立特別支援学校整備計画（平成27～31年度）に基づき教育環境の整備を進める。

④家庭・地域の教育力の向上と学校との連携

●学校、家庭、地域社会の連携による教育の推進（就学前教育・家庭教育推進室、生涯学習課）

学校、家庭、地域社会が連携・協力し、子どもたちの豊かな心を育むための多様な体験活動の機会の提供、家庭教育に関する情報提供の整備等に努める。

事業名	内容等
元氣いばらきっ子育成事業	都市化や少子化等に伴い子どもたちの体験活動が不足する中、県立青少年教育施設及び県生涯学習センターの持つ特性を生かした事業を展開し、子どもたちの豊かな人間性、自立心や創造力を育む。 ・対象 児童生徒及び保護者 ・実施場所 県立青少年教育施設（3ヶ所） 県生涯学習センター（2ヶ所）
地域に生きるヤングボランティア推進事業	高校生を対象に、ボランティア活動について基本的な学習の場や機会を提供し、学んだ知識・技能を地域活動に生かす。 ・対象 高校生 ・実施場所 県生涯学習センター（5ヶ所）
企業連携による教育力向上推進の取組	県内の4つの経済団体（茨城産業会議）と連携し、学校支援、家庭教育支援についての検討会において学校・家庭・地域・企業・行政の5者が連携強化を図りながら、学校支援や企業における家庭教育を推進する。 ○企業による学校教育への支援 ・専用ウェブサイトにおいて学校支援メニューを分野別に掲載し、企業名・連絡先・具体的な支援内容・受け入れ可能人数等必要な情報をまとめ学校に提供する。（登録企業数：228企業990事業所） ○企業における家庭教育への支援 ・企業における家庭教育学級等の実践例や実施方法を専用ウェブサイトに掲載し、企業へ提供することで、企業の従業員向け家庭教育学級の開設等を支援する。
お手伝い・ボランティア奨励事業	小学1年生全員に「おてつだいちょう」を配布し、家庭でのお手伝いを奨励することにより、子どもたちの自立心や責任感、道徳心や正義感等を育成する。 ・対象 小学1年生全員 ・内容 「おてつだいちょう」の作成・配布
家庭の教育力向上プロジェクト事業	【再掲P.8参照】
訪問型家庭教育支援事業	家庭や子どもを地域で支える取組を推進・強化するために、地域の人材、保健福祉部局等と協働して、訪問型支援等の幅広い支援を行う家庭教育支援体制を構築する。 ○事業全体に係る総合調整、評価・助言 ○訪問型家庭教育支援員の養成 ・各地域における取組の中核となる人材を対象に必要な知識・ノウハウ等を習得するための養成講座を実施 ○訪問型家庭教育支援（市町村モデル事業） ・家庭教育を主体的に行うことが困難な家庭に対する訪問型家庭教育支援の実施
地域で支える家庭の教育力向上事業	社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっていることを踏まえ、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」が行う訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。 ○家庭教育支援体制の構築 ・各市町村における子育て支援団体や子育てサークル等の家庭教育支援チーム（文部科学省）への登録の促進 ○家庭教育支援チームへの支援（訪問型家庭教育支援） ・家庭教育支援チームが行う訪問型家庭教育支援の活動等に対する補助

地域の教育支援体制等構築事業	<p>児童生徒の学習活動・体験活動の充実及び学力向上を図るために、市町村が行う土曜日等の体系的・継続的な教育プログラムや、学習が遅れがちな児童生徒を対象とした平日放課後の学習活動に対する支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県推進委員会の設置及び研修会の実施 ○土曜日の教育支援 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する土曜・日曜等の学習・体験活動に対する補助 ・対象…小・中学生　・内容…学習活動（教科に即した発展的学習、体験学習等） ○地域未来塾 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する平日の放課後の学習活動に対する補助 ・対象…小・中学生　・内容…学習活動（補習的学習）
----------------	--

●「いばらき教育の日」の推進（生涯学習課）

「いばらき教育の日」（11月1日）及び「いばらき教育月間」（11月）における県民の主体的な取組を促進するために、各部局の連携により、企業や各団体へなお一層働きかけるとともに、広報啓発活動を実施する。

事業名	内容等
「いばらき教育の日」推進事業	<p>「いばらき教育の日」推進協力事業所等登録制度の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業等が実施する教育に関する取組を登録し、県の広報媒体で広く県民に紹介し、学校教育活動に資する。 <p>「みんなで教育を考える『いばらき教育の日』推進大会」の開催等に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期日 平成29年11月1日 ・主催 みんなで教育を考える「いばらき教育の日」推進協議会 ・内容 表彰、青少年からの提言、記念講演 等 <p>広報啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一斉キャンペーン、ポスター、パンフレット、広報誌、ホームページにより広く県民へ周知

●地域子育て支援拠点の整備と放課後子ども総合プランの推進（子ども家庭課、少子化対策課）

(1) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て家庭に対する育児支援のため、親子の交流や育児不安等についての相談、子育てサークル等への支援等を行う子育て支援拠点づくりを進める。

(2) 放課後子ども総合プランの推進

①放課後児童クラブ推進事業

市町村が実施する放課後児童クラブの運営費に対し補助を行う。

②放課後子ども教室推進事業

市町村が実施する放課後子ども教室の運営費に対し補助を行う。

③放課後児童クラブ整備事業

市町村が実施する放課後児童クラブの整備、改修等に対し補助を行う

(2) 地域と世界の未来を拓く人材の育成

①自己実現を図るためのキャリア支援の充実

●職業訓練の充実（職業能力開発課）

(1) 産業技術専門学院における新規学卒者訓練事業

高校の新規卒業者などを対象に、県立産業技術専門学院において職業に必要な基礎的知識・技能を習得するための訓練を行う。

コース	訓練科	訓練期間	定員
普通課程（高卒以上）	自動車整備科，機械技術科，電気工学科等 延べ11科	1～2年	365名

(2) 産業技術短期大学校における職業訓練

産業技術の高度化や情報化等に対応するため、県立産業技術短期大学校において、高度で実践的なIT技術者を養成するための訓練を行う。

コース	訓練科	訓練期間	定員
専門課程 （高卒以上）	情報システム科	2年	40名
	情報処理科		40名

(3) 産業技術短期大学校機能充実事業

産業技術短期大学校において、平成29年度からIoT・ビッグデータ等の新技術に対応した訓練等を行う。

(4) 離職者等訓練事業

産業構造の変化に対応し、離職者等の早期再就職・円滑な労働移動を促進するため、実践的な職業訓練を行う。

また、障害者の雇用の促進を図るため、県立産業技術専門学院において障害者を対象とした職業訓練を行う。

	訓練科	コース数	定員
職業転換能力開発訓練	生産CAD科，IT技術科，金属加工科	3コース	50名
〃（緊急雇用対策訓練分）	介護福祉科，OAシステム科等	94コース	1,642名
知的障害者職業能力開発事業	総合実務科	2コース	20名
障害者委託訓練事業	知識・技能習得訓練コース（OA実務科）	2コース	15名
〃	実践能力習得訓練コース	随時設定	60名

(5) 在職者訓練事業

県立産業技術専門学院において、中小企業等の従業員を対象に技能向上のための職業訓練を行う。（95コース，1,360名）

また、技能検定1・2級等の技能習得を目指す少人数制の長時間のコースを設ける。
（2コース 6名）

(6) デュアルシステム事業

専門学校等民間教育訓練機関に教育訓練と企業実習を一体的に行う訓練コースを設定し、フリーターや子育て終了後の女性等の職業能力形成機会に恵まれなかった者の就職促進を図る。

	委託		
	短期課程		
	訓練科	定員	期間
水戸	医療事務科 2コース	40名	4ヶ月
日立	介護サービス・介護事務科 2コース	40名	4ヶ月
鹿島	介護サービス科	20名	3ヶ月
土浦	OAシステム科	20名	4ヶ月
筑西	OAシステム科	20名	4ヶ月
(計)	7コース	140名	

(7) ものづくり分野等の人手不足分野における人材育成確保事業

①ものづくり産業人材育成確保事業

製造業（金属加工，機械加工等）において，雇用型訓練や研修会等を行うことにより，若者や女性の入職・定着を促進する。

- ・モデル事業所における雇用型訓練の実施（訓練期間6ヶ月，訓練定員30名）
- ・中小企業向け人材育成研修会の実施

②建設関係技能者人材育成確保事業

建設分野において，職種別の新人技能者向け訓練プログラムを作成し，若者や女性の入職・定着を促進する。

- ・新人技能者向け訓練プログラム作成（7職種）

●起業者教育事業（産業政策課）

若いうちから起業に関する興味・関心を高め，起業に理解のある人材や起業者精神を有する人材を育成するため，中学・高校を対象に起業者教育を実施する。

- ①起業者講演会 35校程度，②起業者教育モデル校 5校

●いばらき創業 10,000社プロジェクト事業（産業政策課）【別掲P.48参照】

●子どもたちの郷土を愛する心の醸成

（義務教育課，高校教育課，特別支援教育課，生涯学習課）

子どもたちの郷土を愛する心を醸成するため，地域の文化・歴史・産業等の資源や自然環境などを活用した教育の充実を図ります。

②地域を知り世界を志向する人材の育成

事業名	内容等
いばらきの魅力再発見事業	【再掲P.11参照】
いばらきっ子郷土検定事業	【再掲P.11参照】
野外体験活動支援事業	【再掲P.11参照】
青少年の地域間交流体験事業	【再掲P.11参照】
みんなにすすめたい一冊の本推進事業	【再掲P.7参照】
中学生社会体験事業	【再掲P.7参照】

●映像による本県の魅力等の発信（広報広聴課）

○いばらきインターネットテレビ事業（いばキラTV）（別掲）

県内の地域情報，県政情報のほか，本県の魅力を紹介する動画を制作し，インターネットを活用して配信を行うことにより，県民の愛郷心の醸成に資する。

●国際化・情報化等への対応（義務教育課，高校教育課，生涯学習課，総務課私学振興室）

国際化，情報化など，時代の進展に対応できる児童生徒を育成するため，国際理解教育，情報教育及び科学教育を推進する。

事項名	事業名・内容等
国際教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校英語力向上事業 <ul style="list-style-type: none"> ・英語力アップサポートによる生徒の学習と指導の改善 ・英語力アップチャレンジによる英語教員の英語力向上のための研修の実施 ○英語コミュニケーション能力育成事業 <ul style="list-style-type: none"> ・英語インタラクティブフォーラムの開催（中・高校生） ○小学校外国語活動推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校教員の英語力向上研修の実施 ・小学校教員の外国語活動の指導力向上研修の実施 ○小学校共に学ぶ英語推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・「英語CD」と「児童用ワークシート・教員用解説本」を活用 ○国際ふれあい教育推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・帰国・外国人児童生徒教育研修会の開催（年1回） ・日本語指導ボランティアの活用推進（登録一覧の配信） ・帰国・外国人児童生徒等ハンドブックの活用推進（茨城県教員委員会HPに掲載） ○国際社会で活躍できる人材育成事業 <ul style="list-style-type: none"> ・「歌と遊びで英語のシャワー」の実施（小学校） ・「発音力アッププロジェクト」の実施（中学校） ・「英語教員リーダー育成事業」の実施（中・高等学校） ・「ディベート・チャレンジ」の実施（高等学校） ・「留学・国際交流促進事業」の実施（高等学校） ・「英語活動お助けキャラバン」による県雇用ALTの活用（高等学校） ・茨城県高校生国連グローバルセミナーの実施（高等学校） ・スーパーグローバルハイスクール事業の実施（高等学校） ・私立学校世界に羽ばたく人材育成推進事業の実施（私立高等学校等） ○高校生英語実践力向上事業 ○いばらき海外留学支援事業
科学教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○未来の科学者育成プロジェクト事業 ○児童生徒科学研究作品展の開催（小・中・高校生） ○おもしろ理科先生派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> ・おもしろ理科先生の登録：企業や研究所等の研究者とそのOB等，退職教員など ・おもしろ理科先生の派遣：幼稚園，学校，子ども会等 ○私立学校世界に羽ばたく人材育成推進事業（私立高等学校）
情報教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ICTサポート推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村教育委員会のICT機器の整備担当者及び担当指導主事を対象とした環境整備及びICT機器の活用に関する研修会の実施

●国際理解の推進（国際課）

○語学指導等を行う外国青年招致事業

（一財）自治体国際化協会の外国青年招致事業により国際交流員，外国語指導助手を配置し，イベント，講座への派遣，英語指導等による地域レベルの国際交流を通し，日本と諸外国との相互理解の増進と地域の国際化の推進を図る。

(1) 国際交流員の活用

- ・ワールドキャラバン（国際理解教育講師派遣事業）への派遣
- ・各種講座等での講義

(2) 外国語指導助手（ALT）の活用

- ・県立高校における英語指導の支援

<語学指導等を行う外国青年の招致状況>

	知事部局	県教育庁	市町村	私学	計
平成 29 年度	3 人	40 人	24 人	3 人	70 人
平成 28 年度	3 人	40 人	23 人	3 人	69 人
平成 27 年度	3 人	40 人	20 人	—	63 人

●東アジアとの交流の推進（国際課）

茨城空港が中国上海市と航路を結んでおり、経済交流をはじめとした様々な分野における東アジアとの交流を推進する。

- ・上海事務所による県内企業の中国進出、県産品の販路拡大、友好交流活動等への支援
- ・中国事情に関する情報提供
- ・見本市出展、企業視察の調整など現地活動の支援
- ・友好交流団体による学校訪問等の調整

○上海事務所

設 置	平成 8 年 11 月 27 日
所 在	中国上海市延安西路 2201 号 上海国際貿易中心 1708 室
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・企業のビジネス活動への支援 (視察先調査・アテンド, 法令・商慣行相談, コンサルタント・通訳の紹介等) ・本県産業拡大への支援 (見本市出展による観光客誘致, 県産品の PR, 茨城空港への運航調整, 港湾振興等) ・日中友好交流への支援 (視察先の紹介及び調査, 現地事情ブリーフィング, アテンド) ・上海ネットワークの構築 (上海茨城県人会, 上海茨城留学生協議会) ・情報収集・提供 (中国事情調査, ホームページ等での情報発信)

●南米交流推進青年派遣事業（国際課）

県民と在南米県人会の交流の活性化、県人会とのネットワークの強化及び国際社会で活躍できるグローバルリーダーを育成するため、県内の青年を在南米茨城県人会へ派遣する。

●ベトナムとの交流の推進（国際課）

官民協議会を運営するとともに、ベトナム関係機関との連絡調整等を行う人材を配置し、本県とベトナムとの交流・連携をさらに推進する。

○官民協議会の概要

目 的	経済交流を通じた本県とベトナム双方の更なる発展 (H27 設立)
構 成 員	農業, 経済, 福祉, 友好団体等, 目的に賛同する団体
実施内容	協議会運営, 現地調査, 交流事業等
費用負担	構成員及び県の負担金

③地域力を高める人材の育成

●大学等との連携の推進（企画課）

大学等の知的資源を活用した共同研究や共同事業を推進する。

●大学等の立地支援（企画課）

地域にとって必要な人材の育成を担う学部等の新設や新たなニーズに対応した大学等の立地を支援する。

④様々な分野を
リードするス
ペシャリスト
の育成

●**県立医療大学と地域の連携の促進（厚生総務課）**

県立医療大学において、地域医療の場で活躍できる質の高い医療技術者を養成するとともに、保健医療に関する教育研究を行い、医療水準の向上を図る。

●**中小企業 I T 化支援（産業技術課）**

中小企業を対象とした基礎的研修に加え、I T 専門企業を対象としたより実践的な研修を実施することにより、本県 I T 人材の育成を支援し、I T の利活用促進を図る。

●**魅力ある個店づくりや商店街づくりに取り組む意欲のある人材の育成（中小企業課）**

中小商業及び商店街の活性化を促進するため、魅力ある個店づくりのための実践的知識を修得する研修、及び商店街リーダーが商店街活性化手法等を修得する研修を実施する。

●**国際化・情報化等への対応（義務教育課、高校教育課、生涯学習課、総務課私学振興室）**

【再掲 P. 21 参照】

●**私立専修学校職業実践教育促進事業（総務課私学振興室）**

実践的な職業教育を実施する私立専修学校を支援することにより、県内専修学校の職業教育の充実を図るとともに、即戦力となる人材の県内企業等への就職を促進する。

●**未来の科学者育成プロジェクト事業（高校教育課）**

最先端科学技術の現場にふれさせる活動等を通して、将来科学者・研究者になろうとする人材の育成を図る。

- (1) 高校生科学体験教室
- (2) 高校生科学研究発表会
- (3) 科学系コンテスト参加者強化トレーニング
- (4) 科学の甲子園茨城県大会
- (5) 先進的理数教育活用推進協議会
- (6) 生徒の課題研究の深化を助ける教員指導力向上プロジェクト
- (7) スーパーサイエンスハイスクール事業の実施

指定校 5 校：日立第一・附属中、並木中等、水戸第二、緑岡、竜ヶ崎第一

(3) 一人ひとりが尊重され活躍できる社会づくり

①人権を尊重し
多様性を認め
合う社会づく
り

●茨城県人権施策推進基本計画の推進（福祉指導課人権施策推進室、教育庁総務企画部総務課人権教育室）

県民一人ひとりの人権が尊重され、互いの人権を尊重し合う社会とするため、「茨城県人権施策推進基本計画」に基づき総合的な人権施策を推進するとともに、「茨城県人権啓発推進センター」を中心に、人権啓発・人権教育及び人権擁護活動の推進を図る。

(1) 基本的施策の推進

- ・人権意識醸成のための啓発及び教育の推進
- ・相談・支援体制及び研修体制の充実

(2) 人権啓発推進センターにおける事業の内容

- ・県民向けの人権に関する講演会開催やマスメディア等を活用した啓発活動の実施
- ・市町村や企業向けの人権セミナーや県民向けの人権学習講座の開催
- ・市町村が実施する啓発活動への支援
- ・相談員による人権相談の実施
- ・県民の人権意識調査や啓発手法等の研究

(3) 分野別施策の推進 人権の重要課題について、それぞれの特性に応じた施策の推進

人権の重要課題	①女性、②子ども、③高齢者、④障害者、⑤同和問題、⑥外国人、⑦ハンセン病・HIV感染症等疾病に係る人権問題、⑧犯罪被害者等、⑨罪や非行を犯した人、⑩インターネットにおける人権問題
---------	---

●県民主体の国際交流の推進（国際課）

県内の国際交流団体が行う交流事業に対する支援を実施し、県民主体の国際交流を推進する。

- ・茨城県日中友好協会及び韓国・中国の国際交流団体が共催する、日中韓3か国によるアジア青年国際交流事業への支援

●国際化・情報化等への対応（義務教育課、高校教育課、生涯学習課、総務課私学振興室）【再掲P.21参照】

②女性がいきいきと活躍できる社会づくり

●男女共同参画社会の形成（女性青少年課）

茨城県男女共同参画基本計画（第3次）に基づき、県はもとより県民、事業者などと一体となって男女共同参画社会の形成に取り組む。

(1) 男女共同参画推進事業

あらゆる分野への女性の参画を促進するため、女性の人材育成を図る。

- ・女性団体リーダー研修・交流会、女性団体等人材育成セミナー 等

(2) 男女共同参画推進連携事業

男女共同参画に関し、事業所、団体、市町村などと県が緊密に連携して推進を図る。

- ・ハーモニー功労賞の授与、出前講座開催事業 等
- ・いきいきいばらき女性塾

女性が多様な分野で能力を発揮し、活躍する社会づくりに向けて、国際的視野と指導力を持って政策・方針決定過程に参画できる女性の人材育成、及び地域の核となる女性の人材育成を図る。

(3) 男女共同参画チャレンジ支援事業

- ・男女共同参画チャレンジ支援

起業・再就職、地域活動などへチャレンジしようとする人に対し、情報提供、相談助言等を行い、具体的な活動に結びつくよう支援する。

実施場所	女性プラザ男女共同参画支援室（いばらき就職・生活総合支援センター3階）
実施内容	チャレンジ支援情報収集・提供、相談助言（コーディネーター、相談員等）、アドバイザー派遣、セミナーの開催、交流の場の提供 等

・男女共同参画推進員の設置

(4) 女性活躍推進事業

いばらき女性活躍推進会議を中心に、企業のトップ等への意識啓発や、各種セミナー・講座の開催、中小企業の取組支援などを行い、官民一体となって女性活躍の更なる推進を図る。

●女性・若者・障害者の創業支援（産業政策課）

女性・若者・障害者創業支援融資（新規融資枠4億円）

融資対象	女性・若者（30歳未満）・障害者で次の要件のいずれかに該当するもの ①事業を営んでいない個人が1ヶ月以内に事業を開始する場合 ②事業を営んでいない個人が2ヶ月以内に会社を設立し、事業を開始する場合 ③事業を営んでいない個人が事業を開始（又は会社設立）してから5年未満の場合 など
融資限度額	設備資金2,500万円、運転資金2,500万円、併用2,500万円
融資期間	設備資金7年（うち据置期間1年）以内、運転資金5年（うち据置期間1年）以内
融資利率	償還期間によって、年1.2～1.4%（保証付き）
保証料補助	保証料の5割を補助

●仕事と生活の調和の推進（労働政策課）

労働者が仕事と生活を両立することができ、いきいきと働くことができるワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、企業に対する普及啓発や支援を行うとともに女性に対する支援を行う。

(1) 企業に対する普及啓発

・「いばらきワーク・ライフ・バランス推進協議会」の開催

・いばらきワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの実施

11月を「いばらきワーク・ライフ・バランス推進月間」とし、労働時間の縮減や休暇取得などを推進するための取組などを行い、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図る。

(2) 企業に対する支援

・ワーク・ライフ・バランス先進企業育成モデル事業の実施

・「仕事と生活の調和推進計画」の策定支援

・アドバイザーによる中小企業への普及・啓発

・仕事と生活の調和支援奨励金

支給要件	育児・介護休業法が努力義務としている範囲の短時間勤務制度等を就業規則等に規定し、かつ、3ヶ月以上（介護の場合は93日以上）利用した従業員がいた場合 <育児> 3歳以上小学校就学前までの子を養育するための短時間勤務制度等（育児休業の場合は1歳以上）。 <介護> 要介護状態にある家族の介護のための短時間勤務制度等。
支給対象	中小企業事業主
支給金額	30万円

(3) 女性に対する支援

女性の採用に意欲的な企業を集めた就職説明会の開催

●農村地域における男女共同参画の推進と女性活動の促進（農業経営課）

女性が男性と対等の立場で、農業・農村の発展に積極的に参画する社会を実現するため、男女共同参画意識の啓発を図る。また、元気な女性起業グループの育成を図るため、女性起業活動の支援を行う。女性の職業選択肢としての農業の魅力を発信し、新たな女性農業者の確保を推進するとともに、女性農業者の経営管理能力を向上させる取組を支援する。

事業名	事業内容
農業・農村男女共同参画推進事業	茨城県男女共同参画推進条例に基づいて策定された「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」の実現に向け、意識改革や政策方針決定過程への女性の参画拡大、主体的に経営に参画する女性の育成、家族経営協定の推進等を図る。
女性農業士活動促進事業	農業経営の向上に意欲的に取り組む女性を女性農業士として認定するとともに、その資質向上や活動を促進し、農村地域の活性化を図る。
女性農業経営者ビジネスモデル実現支援事業	女性農業者を対象として、経営等に関する高い知識を学びながら、将来ビジネスとして成立する経営発展モデルを作成する講座を開催するとともに、作成した経営発展モデルを実現するための取組みを支援する。

③青少年・若者の挑戦を支える社会づくり

●青少年、若者の活動等への支援（女性青少年課）

(1) いきいきと活躍する若者支援事業

・青少年・若者国際交流事業

青少年・若者が、国際社会の一員であることを確認し、自国の伝統・文化を尊重するとともに他国の異なる伝統・文化に対する理解を深めることができるよう国際交流活動を促進することにより、様々な研修を通してリーダーとしての資質を身に着けた青年活動の担い手を養成し、地域活動の活性化を図る。

実施期間	平成 29 年 7 月（予定）から平成 30 年 3 月
応募資格	茨城県内に在住する概ね 16 歳以上概ね 30 歳の者
募集人員	10 名程度

(2) 女性・若者企画提案チャレンジ支援事業

・女性・若者企画提案チャレンジ支援

女性や若者による地域課題の解決や地域の活性化などを目的とした自主的な取組の支援及びネットワークづくりにより活力に満ちた地域社会の実現を図る。

応募資格	・県内で活動する女性団体・グループ ・県内に居住する若者が中心となって活動する団体・グループ
助成額等	・原則 10 万円×40 団体

・女性・若者フォーラム

県内に点在する女性・若者団体のつながりや活動の活性化、地域活動に参加するきっかけづくりや仲間づくりなどを目的にフォーラムを開催する。

開催時期	平成 30 年 2 月下旬を予定
内容	・女性・若者企画提案チャレンジ支援事業に選定された団体の活動報告会 ・講演会 ・交流会

●青少年の健全育成の推進（女性青少年課）

次代の社会を担う青少年が、夢と希望を持って心身ともに健やかに成長し、自立した個人としての自己を確立するため、家庭・学校・地域社会と連携して、「いばらき青少年・若者プラン（第2次）」に基づき、諸施策を推進し青少年の健全育成を図る。

(1) 青少年を育む地域親・家庭づくり推進事業

家庭や地域の教育力の向上を図るため、地域社会全体が青少年を見守り育てる「地域親」活動や「親が変われば、子どもも変わる」運動の全県的普及・啓発を図る。

- ・青少年健全育成茨城県推進大会の開催
 - ・「あいさつ・声かけ」運動の実施
 - ・「親が変われば、子どもも変わる」運動推進事業の実施
- (2) 青少年環境整備推進事業

「青少年のための環境健全化懇談会」の実施、「青少年の健全育成に協力する店」の登録の推進、青少年の非行・被害防止全国強調月間等（7月、11月）を中心に青少年を取りまく環境の健全化を図るため、広報・啓発活動を実施する。

また、青少年が携帯電話やスマートフォン等を通じてインターネットを利用し、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例が後を絶たないことから、保護者や青少年に対しインターネットの危険な側面やトラブルへの対処法等について啓発を図る。

- ・メディア教育指導員の養成・派遣
- ・フィルタリングサービス利用等に関する普及啓発

●薬物乱用防止対策の推進（薬務課）

「茨城県薬物の濫用の防止に関する条例」及び「茨城県薬物乱用防止五か年戦略」に基づき、関係機関と連携し各種対策を推進する。

- (1) 啓発活動の推進
- ・「ダメ。ゼッタイ。」普及運動等各種キャンペーンの充実
 - ・小中高等学校において開催される薬物乱用防止教室への講師派遣
 - ・若者に向けた薬物に関する啓発の強化
- (2) 再乱用防止対策
- ・薬務課、各保健所及び精神保健福祉センターにおける相談応需
- (3) 取締りの強化
- ・危険ドラッグ等の知事指定薬物への指定及び買上げ検査の実施
 - ・病院や薬局等の麻薬取扱施設への定期的な立入検査の実施

●技術・技能の継承の促進（職業能力開発課）

- (1) いばらき名匠塾事業

ベテラン技能者から若年技能者に対して技術・技能を継承等する場として「いばらき名匠塾」を開設し、「産業大県いばらき」づくりの推進に寄与する。

- ・講師は、ものづくりマイスターや全技連マイスター、高度熟練技能者等の優れた技能者
- ・対象者は、中小企業等で働く中堅青年技能者（概ね20代から30代）
- ・機械（旋盤・フライス盤等）、金属加工（構造物鉄工・溶接等）、電子技術（電子機器組立等）等の高度で専門的な技術・技能を習得する訓練
- ・定員5名以内/1コース

- (2) ものづくり振興・人材育成事業

優れた技能を有し、技能継承や人材育成の活動ができる者を「ものづくりマイスター」に認定し、その活動を通じてものづくりの振興を図る。

また、高校生を対象にものづくり等の事業所において職業体験を行い、若者の職業意識の涵養を図る。

- ・ものづくりマイスター認定数（H12～28） 810名
- ・ものづくり体験教室の開催
- ・ジュニア技能インターンシップ事業（高校生対象）の実施

●職業訓練の充実（職業能力開発課）【再掲 P. 19 参照】

●女性・若者・障害者の創業支援（産業政策課）【再掲 P. 25 参照】

●農業の担い手の確保・育成（農業経営課）【別掲 P. 66 参照】

●ひきこもり対策の推進（障害福祉課）

ひきこもり者等への支援の円滑な推進を図るため、精神保健福祉センターに専門コーディネーターを配置した「ひきこもり相談支援センター」を設置するとともに、保健所をセンターの地域拠点（サテライト）と位置付けて関係機関と連携した支援を行う。

○ひきこもり相談支援センター運営

- (1) 総合窓口調整（適切な相談機関への斡旋、紹介）
- (2) 関係機関との連携（連絡協議会の開催）
- (3) 情報発信，データ分析，人材育成 等

○保健所（サテライト）による取組

- (1) 精神科医による専門相談
- (2) 保健師による相談
- (3) 家族教室，居場所づくり 等

④ 高齢者の知識・経験・技能を活かす社会づくり

●健康・生きがいづくりの推進（長寿福祉課）

高齢者が積極的に社会参加しながらいつまでも健康で生きがいを持って生活できるよう、健康・生きがいづくり対策を推進する。

- 老人クラブが行う地域活動・健康づくり活動への支援
- 茨城わくわくセンターの健康・生きがいづくり事業への支援
- 高齢者はつらつ百人委員会活動への支援

高齢者が主体となって、生きがいづくりと健康づくりを県民運動として展開

設置地域：県内5地域

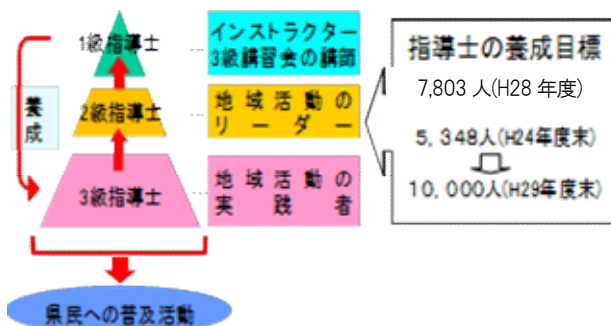
活動内容：はつらつプランの策定，はつらつ創造事業の実施

- 元気シニア地域貢献事業の実施
シニアボランティアの相談窓口及び人材バンクの運営
- シルバーリハビリ体操指導士の養成



シルバーリハビリ体操指導士：
シルバーリハビリ体操の普及などを通じて地域の介護予防を推進するボランティアの指導者
養成対象者：概ね60歳以上の一般住民

体操指導士の養成と養成目標



・養成講習会の内容

- 3級指導士 解剖運動学や高齢者保健制度の講義，体操の実習等
- 2級指導士 実践活動の具体的な進め方の実習等
- 1級指導士 3級養成講習会の講義内容，体操の基礎知識，3級養成講習会実習等

・養成講習会の期間（H26年度～）

- 3級指導士 5時間×6日＝30時間
- 2級指導士 5時間×5日＝25時間
- 1級指導士 5時間×4日＝20時間

+実習30時間

・体操指導士の活動拠点
市町村保健センター，社会福祉協議会，
老人クラブ等

●雇用・就職の促進（労働政策課）

高齢者の就業及び生きがい対策であるシルバー人材センター事業の普及・拡大を図るため，次の業務を実施する公益社団法人茨城県シルバー人材センター連合会の運営費の一部を補助する。

- ・高齢者に対する就業機会の確保
- ・雇用契約による就業を希望する高齢者に対する無料職業紹介の実施
- ・高齢者に対する就業に必要な知識，技能の研修等

●茨城型地域包括ケアシステムの推進（長寿福祉課地域ケア推進室）【別掲 P. 105 参照】

●地域リハビリテーションの推進（長寿福祉課地域ケア推進室）【別掲 P. 98 参照】

●医療・介護連携推進のための人材育成（長寿福祉課地域ケア推進室）【別掲 P. 98 参照】

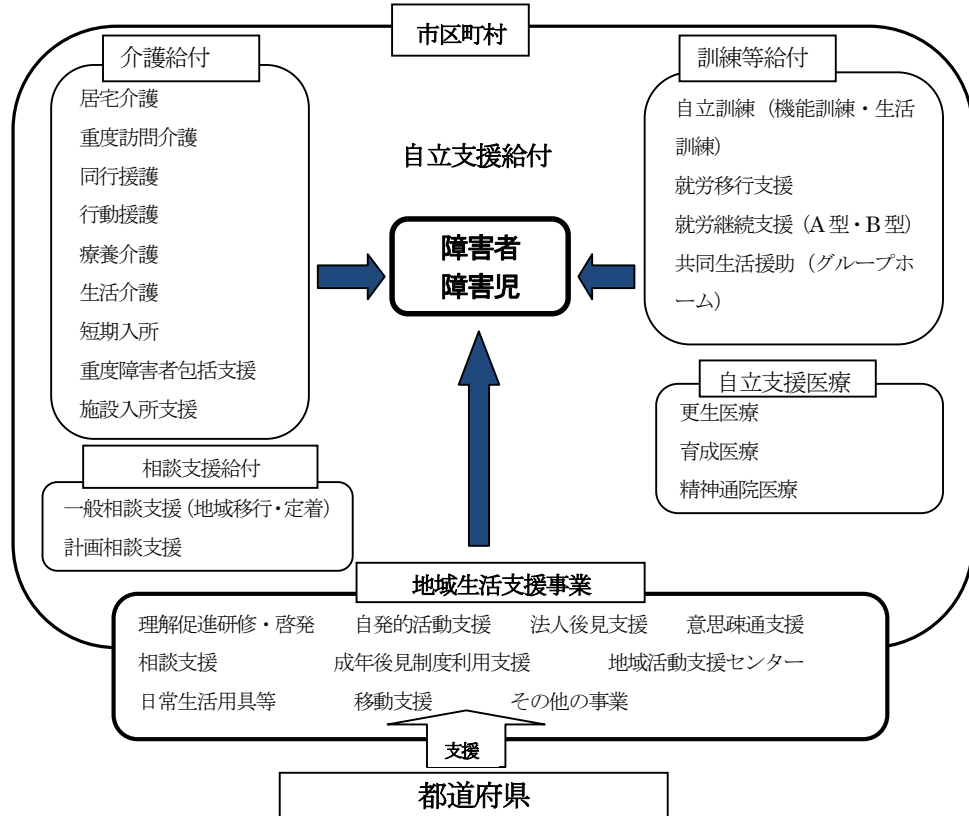
⑤障害者の自立と参加を促進する社会づくり

●障害者自立支援制度の推進（障害福祉課）

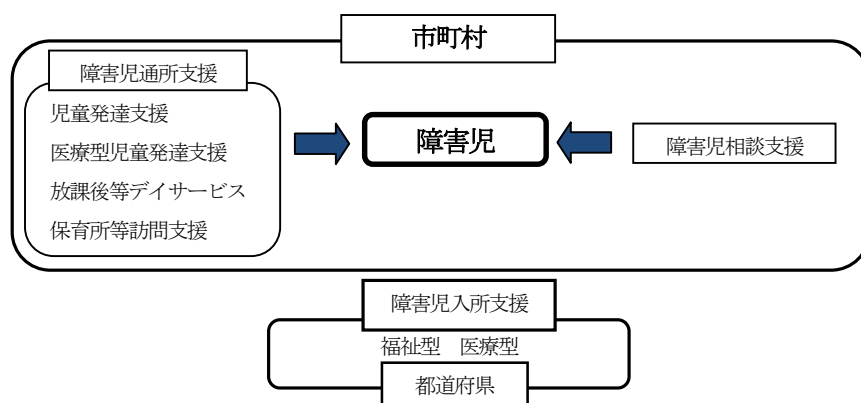
障害者総合支援法に基づく制度の円滑な運用を図り、障害のある人が地域で普通に暮らせる、自立と共生の社会づくりを推進する。

- ・障害支援区分の認定やサービス支給決定など市町村の実施体制を支援
- ・利用者、住民及び事業者等への情報提供
- ・長期に入院している精神障害者の退院促進，社会復帰対策の推進
- ・障害者のスポーツ活動，文化活動の推進
- ・施設入所者の地域生活への移行推進

障害者総合支援法によるサービス体系



児童福祉法によるサービスの体系図



●発達障害者支援体制の整備（障害福祉課）

発達障害者が、身近な地域において、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した適切な支援が生涯一貫して受けられるよう、地域における支援体制の整備を進める。

- ・発達障害に関する中核的な支援機関として「発達障害者支援センター」を運営
- ・関係機関の連携及び総合的な支援体制の検討のため「発達障害者支援連絡協議会」を運営
- ・保育所、幼稚園、学校、市町村保健センター、児童相談所、保健所など関係機関のネットワークの構築
- ・発達障害に関する正しい知識と理解の普及啓発、支援に関わる人材育成、研修会の開催
- ・家族支援体制の整備促進のため身近な支援者の養成
- ・市町村等地域の支援機関へのサポート強化

●高次脳機能障害者支援体制の整備（障害福祉課）

高次脳機能障害者に対する医療からリハビリテーション、就労や地域生活まで切れ目のない支援体制の整備を進める。

- ・高次脳機能障害に関する正しい知識と理解の普及啓発
- ・県立リハビリテーションセンターを支援拠点とし、相談支援、人材育成、支援ネットワークの充実等を図る。

●障害者就労支援の推進（障害福祉課）

障害者の地域で自立した生活を支援するため、就労支援と工賃向上に努める。

- ・障害者就業・生活支援センター事業の実施、関係機関とのネットワークによる就労支援
- ・ステップアップオフィス推進事業による知的障害者の公的雇用と、勤務経験を活かした民間企業等への就労支援の強化
- ・障害者の工賃向上を図るための工賃向上計画の推進
- ・障害者福祉施設の製品等の受注拡大などを支援するため、共同受発注センターの運営や製品展示即売会の開催、「福祉の店」運営費の助成を行う。
- ・事業所への支援として、管理者研修の開催やアドバイザー派遣、備品整備等補助を行う。
- ・工賃向上に積極的に取り組んだ事業所に対し、運営費等を助成する。
- ・障害者優先調達推進法に基づき、県で調達方針を作成し、障害者就労施設等からの物品や役務の調達を推進する。

●身障者等用駐車場利用証制度の推進（長寿福祉課）

商業施設等の身障者等用駐車場について本当に必要としている人が利用しやすい環境を整備し、障害のある方等の社会参加の促進、当該スペースの適正利用の推進、県民への意識啓発等を図る。

○身障者等用駐車場利用証の発行

対象者：障害者、要介護高齢者、難病患者、妊産婦等

●障害者虐待防止対策の推進（障害福祉課）

障害者に対する虐待を防止するとともに、虐待が発生した際に早期発見、迅速な対応及び適切な支援が行える体制を整備する。

- ・“何人も障害者を虐待してはならない”という障害者虐待防止法の理念や、発見者には通報義務があること等を広く県民に普及啓発して、虐待の防止と早期発見に努める。
- ・障害者に関わる市町村や福祉施設の職員を対象に研修を実施し、対応力を強化する。
- ・県障害者権利擁護センターにおいて通報の受理、相談等を行うとともに、市町村や関係機関と連携協力して迅速かつ適切な対応を行う。

●障害者差別解消の推進（障害福祉課）

「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」及び「障害者差別解消法」の施行に伴い、相談体制の整備や協議会を設置し、差別事案の解決、条例の普及・啓発に努める。

- ・茨城県障害者差別相談室（特定相談窓口）を設置し、障害者からの相談等を行うとともに、関係機関と連携のうえ、事案の解決を図る。
- ・「茨城県障害者差別解消支援協議会」を設置し、差別解消に向けた施策を推進する。
- ・行政機関や民間事業者のほか全ての県民へ、障害及び障害のある人に対する理解と差別を解消することの重要性について、理解及び関心の増進が図られるよう周知・啓発に努める。

●スポーツ・レクリエーション活動の充実（障害福祉課）

障害者が各自の体力や障害の種類・程度等にあわせてスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、各種スポーツ大会の充実やレクリエーション活動に関する支援に努めるとともに、指導者の養成を図る。

- ・茨城県ゆうあいスポーツ大会の開催
- ・全国障害者スポーツ大会茨城大会への選手派遣
- ・障害者スポーツ指導者講習会の開催

●特別支援教育の推進（特別支援教育課）【再掲P.9参照】

(4) 生涯にわたって学び合う環境づくりと文化・スポーツの振興

①芸術や伝統文化に親しむ環境づくり

●心豊かな幼児・児童・生徒の育成（義務教育課，高校教育課，特別支援教育課，生涯学習課）

心豊かな幼児・児童・生徒を育成するため，勤労と社会奉仕の精神の育成，身近な自然や環境問題等についての意識を高めるほか，教員の資質を高め，学校教育の内容，学校の機能・役割を充実する。

事業名	内容等
いばらきの魅力再発見事業	【再掲P.11参照】
いばらきっ子郷土検定事業	【再掲P.11参照】
野外体験活動支援事業	【再掲P.11参照】
青少年の地域間交流体験事業	【再掲P.11参照】
みんなにすすめたい一冊の本推進事業	【再掲P.7参照】
中学生社会体験事業	【再掲P.7参照】

●茨城県文化振興計画の推進（生活文化課）

茨城県文化振興計画に基づき，文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

- ・人材の育成
- ・文化の振興
- ・支援体制の充実 等

●文化施設の充実と活用（生活文化課，生涯学習課，文化課）

文化活動の場としての文化施設の整備充実に努める。

(平成29年3月末現在)

	地域種別	地域					合計
		県北	県央	鹿行	県南	県西	
公立	文化会館 (500席以上)	日立(3)・常陸大宮(2)・高萩・常陸太田	水戸(2)・ひたちなか(2)・笠間・小美玉(3)・大洗・城里・東海	鹿嶋・神栖(2)・行方	土浦・石岡(2)・龍ヶ崎・取手・つくば(7)・牛久・稲敷・利根	筑西(2)・下妻・常総・結城・坂東・桜川	44
	博物館	日立市郷土博物館 日立市かみね動物園 天心記念五浦美術館 常陸太田市郷土資料館	県近代美術館 県立歴史館 県陶芸美術館 水戸市立博物館 水戸芸術館 アクアワールド茨城県大洗水族館 大洗町幕末と明治の博物館		県つくば美術館 土浦市立博物館 上高津貝塚ふるさと歴史の広場 霞ヶ浦環境科学センター かすみがうら市歴史博物館	ミュージアムパーク県自然博物館 しもだて美術館 古河歴史博物館	19

	歴史民俗資料館	北茨城・高萩	那珂・常陸大宮・笠間・小美玉(2)・城里・水戸	鹿嶋・神栖	稲敷・石岡(2)・利根・つくば(2)・龍ケ崎・かすみがうら	古河・下妻・境・八千代・坂東(2)・桜川・筑西	27
	図書館	日立(4)・常陸太田・高萩・北茨城	県立図書館・水戸(6)・笠間(3)・ひたちなか(3)・常陸大宮・那珂・小美玉(2)・茨城・城里・東海	鹿嶋(2)・潮来・神栖(2)・行方・鉾田	土浦(5)・石岡・龍ケ崎・取手(2)・牛久・つくば・守谷・稲敷・かすみがうら(2)・阿見・つくばみらい(3)・利根	古河(2)・結城・下妻・坂東(2)・筑西(2)・常総・八千代	64
	埋蔵文化財センター		水戸・ひたちなか	鹿嶋	つくば・取手・美浦		6
私立	文化会館	小平会館・常陽藝文センター・ギター文化館					3
	博物館	原子力科学館, 徳川ミュージアム, 笠間日動美術館, つくばエキスポセンター, 常磐神社義烈館, 大洗海洋博物館, ツムラ漢方記念館					7

●文化芸術活動の推進（生活文化課）

県民に文化芸術の創造・発表の機会を提供することにより、文化芸術に携わる人材の育成と文化芸術を活かした地域づくりの促進を図る。

(1) 県芸術祭の開催

美術、音楽、舞踊などの7部門について、県内各地で県民の芸術創作活動と鑑賞の機会を提供することにより、文化芸術に携わる人材の育成を図る。

(2) 文化の担い手の育成

県新人演奏会を開催し、本県出身者等の若手演奏家に演奏する機会を創出するとともに、水戸室内管弦楽団による県内高校生への公開レッスン、小中学校等への文化芸術体験出前講座及び子ども文化芸術大学事業を実施するなど、本県の文化芸術の担い手の育成を図る。

(3) 文化芸術の創造・発信

海外の質の高い芸術公演や移動展覧会などを開催し、県民の文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、水戸室内管弦楽団による県内高校生への公開レッスンや小中学校等への文化芸術体験出前講座を実施することにより、将来の文化の担い手の育成を図る。

さらに、県内各地域の伝統文化について、その継承と発展の取組を支援するため、専門家を派遣するとともに、伝統文化活動の発表や参加機会の提供などを行う。

また、県民の企画・提案による茨城発の文化プログラムを実施し、本県の文化活動を活性化させ、その魅力を国内外に広く発信する。

●県立美術館・博物館の充実（文化課）

県民の文化活動の拠点として、近代美術館、つくば美術館、天心記念五浦美術館、陶芸美術館、歴史館及びミュージアムパーク自然博物館において、各施設の特色を生かした展示事業及び普及活動等の充実に努め、美術館・博物館の利活用促進を図る。

(1) 展示事業

県立美術館・博物館 平成29年度開催企画展等一覧

	展 覧 会 名 称	会 期
近代美術館	東山魁夷 唐招提寺御影堂障壁画展	2月11日(土)～4月2日(日)
	空調設備工事のための休館	5月15日(月)～1月12日(金)
	移動美術館① 日立市郷土博物館	4月29日(土・祝)～6月18日(日)
	移動美術館② しもだて美術館	7月8日(土)～8月27日(日)
	移動美術館③ 古河歴史博物館	9月16日(土)～11月5日(日)
	移動美術館④ 土浦市民ギャラリー	11月下旬～1月中旬
	第10回現代茨城作家美術展	1月20日(土)～2月12日(月・振休)
	生誕100年 清宮質文	2月23日(金)～次年度
天心記念五浦美術館	興福寺の寺宝と畠中光享展	4月8日(土)～5月14日(日)
	現代日本画の精鋭展	5月19日(金)～7月9日(日)
	三百六十度の世界 松本哲男展	7月15日(土)～8月27日(日)
	ひとのかたち～人物表現を味わう～	9月1日(金)～10月15日(日)
	開館20周年記念 龍を描く一天地の気	10月25日(水)～11月26日(日)
	文化庁芸術家在外研修制度50周年記念展 —美術部門—「洋画」「日本画」「版画」	12月2日(土)～2月4日(日)
	秘蔵の木村武山展	2月9日(金)～次年度
陶芸美術館	PUNK 工芸—魂の救済	4月15日(土)～5月28日(日)
	第24回 日本陶芸展	6月17日(土)～9月3日(日)
	ヘレンド展	9月23日(土・祝)～12月3日(日)
	いばらき工芸大全Ⅲ 染織の巻	1月2日(火)～3月11日(日)
歴史館	志士のかたち—桜田門、天狗党、そして新選組—	10月7日(土)～11月23日(木・祝)
	—橋徳川家記念室開設30周年記念 —橋徳川家の200年	2月10日(土)～3月21日(水・祝)
自然博物館	アンモナイトワールド—恐竜時代の海へいこう—	2月18日(土)～6月11日(日)
	昆虫大研究プロジェクト —あなたも研究者 みんながつくる昆虫展—	7月8日(土)～9月18日(月・祝)
	サメ展(仮称)	10月7日(土)～1月28日(日)
	変形菌展(仮称)	2月17日(土)～次年度

(2) 近代美術館 30 周年・五浦美術館 20 周年記念事業

平成 29 年に天心記念五浦美術館が開館 20 周年、平成 30 年に近代美術館が開館 30 周年を迎えることから、各館において記念企画展の開催又は開催準備を行うとともに、近代美術館空調設備更新工事を実施する。

●高校生の文化部活動の活性化（文化課）

高等学校文化活動推進事業

本県高等学校の文化部活動をさらに活性化するため、高等学校文化活動推進事業を実施し、優れた芸術家等による生徒の指導や発表の場の提供などの支援を行う。

●文化財の災害復旧（文化課）

東日本大震災により被災した文化財等の早急な復旧を支援するために、修理に要する経費に対して補助金を交付し、所有者の負担軽減を図る。

●埋蔵文化財センターの整備（文化課）

埋蔵文化財の記録保存のための整理作業等と記録資料の保管、出土遺物の収蔵・展示を行う埋蔵文化財センターを整備し、埋蔵文化財の保護と普及啓発を図る。

●アーカス・プロジェクトの推進（地域計画課）

海外から現代芸術分野の若手アーティストを本県に招聘し、滞在中の創作活動を支援するとともに、県民が身近に芸術に触れ、体験する機会を提供することにより、魅力ある地域づくりと本県のイメージアップを図る。

②新たなクリエイティブ活動への支援

プログラム名	内 容	実施期間	会場等
アーティスト・イン・レジデンスプログラム	<ul style="list-style-type: none">海外若手アーティストの招聘 海外から現代芸術分野の若手アーティスト（3名）を招聘し、滞在中の創作活動を支援。国際文化交流の促進 海外アート団体との連携の下、双方のアーティスト等（1～2名）を相互に招聘し、本県及び海外のアーティスト等が行う創作活動を支援。滞在期間中のオープンスタジオ（制作過程の公開）や県民との交流を図るプログラムの実施。	平成 29 年 8 月 ～ 平成 30 年 2 月	アーカススタジオ（守谷市）
アートと地域をつなぐ交流プログラム	<ul style="list-style-type: none">日比野克彦氏など国内外で活躍するアーティスト等によるワークショップやセミナーの開催。「いちねんせいのさくひんてん」等、小学校へアーティストを派遣し、芸術と教育の融合を図るアートエデュケーション事業の実施。人材育成事業（シェアスタジオ等） 若手日本人アーティストや地域住民に制作スタジオを提供し、自主企画グループ展やワークショップなどのアートイベントを支援。	平成 29 年 4 月 ～ 平成 30 年 3 月	アーカススタジオ（守谷市）を中心に県内各地

全国のアート団体等との連携・協力	・全国のアート団体等との連携を図りながら、芸術・文化による地域づくりを推進するとともに、茨城のアートを全国に発信。	平成 29 年 4 月 ～ 平成 30 年 3 月	アーカススタジオ（守谷市）を中心に県内各地
------------------	---	---------------------------------	-----------------------

●フィルムコミッションの推進（観光物産課）【別掲 P. 75 参照】

●KENPOKU ART 2016 茨城県北芸術祭の成果等を生かした県民の芸術活動促進（県北振興課）

県民の芸術活動を促進するため、平成 28 年度に開催した「KENPOKU ART 2016 茨城県北芸術祭」の成果を生かし、引き続きアートによる新たな交流機会の創出に取り組むことにより、県民が身近に芸術に触れ、体験する機会の提供を図る。

(1) アートを活用した交流促進事業の実施

- ・アート作品の展示、交流イベント・ワークショップ等の開催

(2) アートによる地域づくりを推進する体制の整備

- ・アートによる地域づくりの普及啓発・気運醸成、人材の育成

(3) 今後の芸術祭のあり方の検討

●大学等との連携の推進（企画課）【再掲 P. 22 参照】

●第 74 回国民体育大会及び第 19 回全国障害者スポーツ大会の開催（国体・障害者スポーツ大会局）

国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を開催することにより、広く県民にスポーツを普及し、健康増進と体力向上を図るとともに、本県スポーツの振興を推進する。

③茨城国体の成功とスポーツに親しむ環境づくり

事業名	内容等
第 74 回国民体育大会推進事業及び第 19 回全国障害者スポーツ大会推進事業	<p>第 74 回国民体育大会及び第 19 回全国障害者スポーツ大会の成功に向け、開催準備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報・県民運動 開催 PR イベント、花いっぱい運動の実施や屋外での広告掲出、ホームページ、広報紙等の活用の他、募金・企業協賛金の募集活動を展開する。 ・運営ボランティアの募集 両大会の開閉会式等の運営を支える運営ボランティアを募集する。 ・ボランティア養成 情報支援ボランティアの養成カリキュラムを検討し、養成テキストを作成する。 ・競技役員等養成 国体の各競技会に必要な審判員等競技役員等の養成費用の一部を競技団体へ補助する。 ・開催準備活動支援 競技団体の開催準備活動に係る先催県視察調査研究費用の一部を競技団体へ補助する。 ・国体競技会の競技用具購入 ボート競技の競技艇を本県と先催県である愛媛県及び福井県の 3 県で分担して購入する。 ・式典実施計画策定 開閉会式の式典運営体制や式典演技の構成演出、式典音楽の制作等、式典の具体的な内容を明示する式典実施計画を策定する。 ・総合開閉会式会場等基本設計作成 総合開閉会式会場等整備に向けた仮施設・会場デザイン計画等を作成する。 ・県有競技施設の整備推進 馬術競技場の仮設整備にかかる敷地造成・馬場舗装工事等を実施する。 ・市町村競技施設整備への支援 既存施設の改修や競技施設の仮設整備に対して補助する。 ・競技会場仮施設整備 各競技会場のバリアフリー対策の基本設計を作成する。 ・障害者スポーツ普及・定着事業

大学に寄附講座を設置し、特別支援学校等での児童生徒等の競技指導、教員等の指導を通して障害者スポーツの普及・定着を図る。

●競技力の向上（保健体育課）

県体育協会、県内大学及び各競技団体等と連携し、第74回国民体育大会開催時に主力となる成年選手の獲得とジュニア選手の育成・強化を図る。

事業名	内容
元氣いばらき選手育成強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の整備・拡充 競技力向上対策本部の運営 ・選手の育成・強化 当該年度の国体強化 国体選抜チームへの人材派遣や重点競技への戦略的なサポート等 団体、個人を指定しての強化費等の補助 社会人選手雇用推進プロジェクト 優秀な指導者（スーパーアドバイザー）を招へい 東京オリンピック種目強化 ・指導体制の充実・強化 中央競技団体が主催する指導者研修会等への派遣費の補助 強化スタッフ会議及び事務局スタッフ会議 ・環境整備 競技用具整備 会場選手強化支援 広報活動

●スポーツ・レクリエーション活動の推進（保健体育課）

県民誰もが年齢や体力に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、明るく生きがいのある生活が送れるよう、次の事業を実施する。

事業名	期目	場所	内容等
ニューいばらき いきいきスポーツday!	11月4日（土）	笠松運動公園	スポーツクライミング、親子エアロビックダンス、タグラグビー、アイススケート
		堀原運動公園	フライングディスクゴルフ、スカイクロス、グラウンド・ゴルフ、少年サッカー教室、ジュニア弓道教室、卓球教室

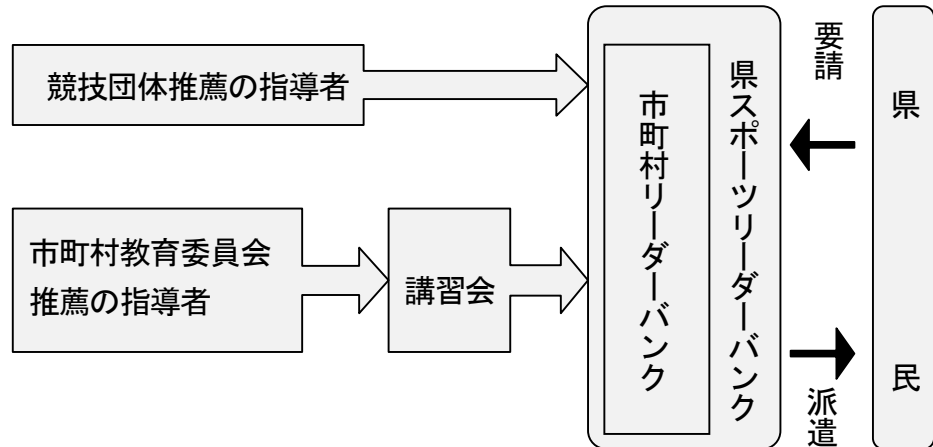
●広域スポーツセンター事業の推進（保健体育課）

総合型地域スポーツクラブの創設や育成・定着を支援する。

啓発活動	市町村等訪問
人材育成	生涯スポーツ指導員養成講習会兼スポーツリーダーバンク登録指導者講習会
クラブ育成	クラブや設立準備市町村等訪問、講習会・研修会への講師紹介
情報提供	県広域スポーツセンターホームページ等による情報提供

●スポーツリーダーバンクの充実（保健体育課）

- ・ 県：登録指導者の拡充及びインターネットを活用した情報提供に努める。
- ・ 市町村：市町村独自のスポーツリーダーバンクの設置を促進する。



●県民総合体育大会の開催（保健体育課）

県民総参加によるスポーツの振興と本県競技力の向上を図り、心身ともに健康で明るい県民の育成を図る。

	部	競技数	予選の別	備考
夏季大会 4月～7月	成年の部	38 競技	予選なし	県大会
	少年の部	35 競技	地区予選	県大会
	中学校の部	17 競技	地区予選	県大会
冬季大会 10月～1月	成年の部	3 競技	予選なし	県大会
	少年の部	3 競技	予選なし	県大会
	中学校の部	2 競技	(駅伝：地区予選)	県大会

●県営体育施設再編整備（保健体育課）

第 74 回国民体育大会に向け、会場となる県営体育施設について、中央競技団体による視察結果等を踏まえ、大会運営に支障がないよう整備を行う。

事業名	内容
県営体育施設再編整備事業	第 74 回国民体育大会の開催に向けた県営体育施設の整備を進める。 ・会場地に決定している施設の改築に係る実施設計や改修工事等の実施

④生涯にわたって学び続けることができる環境づくり

●生涯学習のネットワーク化の推進（生涯学習課）

(1) 茨城県弘道館アカデミー推進事業

市町村、大学等及び民間とのネットワーク化を図り、学習機会の情報を総合的に提供するとともに、学習成果の評価と活用を推進する。

- ・ 県民への情報提供
- ・ 弘道館アカデミー賞の授与

(2) 生涯学習情報提供システムの運用

生涯学習情報をデータベース化し、生涯学習情報提供ホームページ内において検索システムにより提供する。

- ・ 生涯学習のホームページ（生涯学習情報提供システム）の活用
(<http://www.gakusyu.pref.ibaraki.jp/>)

●多様な学習機会の充実（生涯学習課）

事業名	内容等
県民大学講座 開設事業	<p>多様化・高度化する県民の学習ニーズに対応するため、様々なテーマの学習機会を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容 「社会・教育・福祉」「環境・健康」「芸術・文化・歴史」「産業・技術・科学」「国際関係」の5コース ・開設場所 県生涯学習センター（水戸、県北、鹿行、県南、県西） ・講座数 73講座

●生涯学習施設の充実と活用（生涯学習課）

○図書館建設促進事業

住民の身近な学習・調査活動の場としての公立図書館の整備を促進するため、未設置の市町村が図書館を新設する場合に助成する。

●学習成果を生かした社会参加・参画の促進（生涯学習課）

学習者の得た技能・知識等を活かすため、生涯学習指導者を養成する。

- ・生涯学習・社会教育担当者研修
- ・社会教育委員研修
- ・PTA指導者研修
- ・社会貢献活動プログラムの開発